

様式第8

- (注1) 当該貸付債権の譲渡をした金融機関の名称を記入すること。
- (注2) 貸付債権が譲渡された事実を確認できる資料として、(注1)の金融機関から受け取った債権譲渡通知書等を添付すること。
- (注3) 申請者の全ての金融機関からの総借入金残高及び(注1)の金融機関からの借入金残高が確認可能な残高証明書、財務諸表、借入証書等を添付すること。
- (注4) 事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた取組、債務の返済計画等を規定した事業計画(様式自由)を作成し、添付すること。
- (注5) ①株式会社整理回収機構から同社に対する債務に係る返済条件の変更を受けていることが確認できる資料としては、(注1)の金融機関による貸付債権の譲渡時の借入れに係る約定書及び当該借入れに係る返済条件の変更がなされた株式会社整理回収機構との約定書を添付すること。
②株式会社産業再生機構法第22条第3項に規定する支援決定を受けていることが確認できる資料としては、当該支援決定を行ったことについて産業再生機構が申込者に対して発出した通知を添付すること。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。